

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案
 新旧対照条文

○東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>第三条 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。</p> <p>2～5 〔略〕</p>	<p>附則</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>第三条 この法律は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。</p> <p>2～5 〔略〕</p>